

# 平成26年第1回定例市議会追加提出議案

藤井寺市



目 次

議案番号	議 案 名	ページ
2 1	(議 案) 藤井寺市国民健康保険条例の一部改正について	1



議案第 2 1 号

藤井寺市国民健康保険条例の一部改正について

藤井寺市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 6 年 3 月 1 0 日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

国民健康保険の保険料について負担の公平化を図るため、後期高齢者支援金等及び介護納付金賦課に係る賦課限度額を引き上げるとともに、当該保険料の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を見直すものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市国民健康保険条例の一部を改正する条例

藤井寺市国民健康保険条例（昭和36年藤井寺市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第13条の6の10中「140,000円」を「160,000円」に改める。

第13条の12中「120,000円」を「140,000円」に改める。

第19条第1項第2号中「（当該世帯主を除く。）」を削り、同項第3号中「350,000円」を「450,000円」に改め、同条第3項中「140,000円」を「160,000円」に、「第2項」を「前項」に改め、同条第4項中「120,000円」を「140,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の藤井寺市国民健康保険条例の規定は、平成26年度以後の年度分の保険料について適用し、平成25年度分までの保険料については、なお従前の例による。